

# 第3章

## 生活衛生課



生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

## 1 医事・薬事

### (1) 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

医事施設への立入調査は有床診療所8件を含む59件実施した。そのうち、診療用エックス線装置の監視指導については、保健対策課の診療放射線技師とともに監視指導を23件実施した。また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、29年度は3件の立入調査を実施した。

### (2) 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

### (3) 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

### (4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

### (5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等40検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

### (6) 救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。平成29年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示のあつた医療機関は3施設であつた。

### (7) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理（回収）を行っている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表1-1）

（平成29年度）

業績		施設数	新規	廃止	更新	諸届	監視指導		
		29年度末							
病院		38	1	4	—	124	3		
一般診療所		372 (141)	8	14	—	231	31		
	有床	16 (141)	0	0	—	25	8		
	無床	356	8	14	—	206	23		
歯科診療所		285	15	13	—	191	28		
	有床	0	0	0	—	0	0		
	無床	285	15	13	—	191	28		
助産所		16 (4)	2	0	—	3	2		
	有床	2 (4)	0	0	—	0	0		
	無床	14	2	0	—	3	2		
衛生検査所		6	0	0	—	35	3		
施術所	あま指*1、はり、灸	318	24	19	—	106	25		
	柔道整復	164	22	12	—	86	34		
出張施術業務者		278	10	12	—	22	0		
医業類似行為		0	0	0	—	0	0		
歯科技工所		85	4	2	—	11	5		
総数		1,566	86	76	0	809	131		
医薬品	薬局		218	10	11	41	1,006	177	
	販売業	店舗販売業	84	4	3	11	298	52	
		卸売販売業	40	2	1	7	34	61	
	薬局製剤製造販売業		14	0	1	3	7	8	
	薬局製剤製造業		14	0	1	3	6	8	
	麻薬小売業者		155	9	7	79	435	58	
	向精神薬販売業者		258	—	—	—	0	239	
	覚せい剤原料取扱薬局 *2		218	—	—	—	8	178	
高度管理医療機器販売業・貸与業		158	13	13	19	132	67		
高度管理医療機器販売業		121	7	7	7	91	110		
高度管理医療機器貸与業		0	0	1	0	1	0		
管理医療機器販売業・貸与業		416	23	20	—	18	113		
管理医療機器販売業		784	45	19	—	88	113		
管理医療機器貸与業		2	0	0	—	0	0		
化粧品販売業		342	16	15	0	0	0		
医薬部外品販売業		342	16	15	0	0	0		
毒物劇物	販売業	一般販売業	147	4	5	20	56	51	
		特定品目販売業	5	1	1	0	4	2	
		農業用品目販売業	8	0	0	0	0	8	
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	2	0	0	—	0	2
			金属熱処理業	0	0	0	—	0	0
			運送業	0	0	0	—	0	0
		非届出	工場・研究所	61	—	—	—	—	4
			学校	142	—	—	—	—	0
総数		3,531	150	120	190	2,184	1,251		

（ ）内は病床数

\*1 あま指：あん摩マツサージ指圧

\*2 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

医療従事者免許受付件数（表1-2）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
28	総 数	901	38	8	129	57	9	409	100	17	18	2	4	45	62	3
29	<b>総 数</b>	<b>872</b>	<b>21</b>	<b>9</b>	<b>131</b>	<b>55</b>	<b>6</b>	<b>407</b>	<b>68</b>	<b>16</b>	<b>22</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>51</b>	<b>78</b>	<b>2</b>
	新 規	557	18	5	75	24	3	263	38	10	11	0	6	39	63	2
	籍訂正・書換	275	2	3	48	29	3	127	20	6	10	0	0	12	15	0
	再 交 付	34	0	1	5	2	0	16	9	0	1	0	0	0	0	0
	除 籍 (まっ消)	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	

## 2 薬物乱用防止対策

覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等が若年層を中心に氾濫していることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会（以下「薬防協」）の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行い、市民に対して薬物の危険性等を幅広く周知するなど、薬物乱用の防止対策に努めている。

### 薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された16名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

### 薬物乱用防止推進サポーターの主な活動（表2）

啓発活動	啓発内容
健康フェスタ（5月21日）	啓発物資2,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示
夏休み前における薬物乱用防止啓発キャンペーン（7月14日）	啓発物資1,500部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示
いちよう祭り（11月19日）	啓発物資3,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示



### 3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

#### (1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表3-1）

業種	施設数		新規	廃止	諸届	監視指導
	28年度末総数	29年度末総数				
総数	6,286	<b>6,261</b>	118	142	418	643
理容所	312	<b>309</b>	7	10	20	86
美容所	687	<b>707</b>	54	34	138	190
クリーニング	307	<b>310</b>	12	9	10	32
内訳						
一般	103	<b>102</b>	3	4	7	18
取次所	204	<b>208</b>	9	5	3	14
公衆浴場	41	<b>42</b>	2	1	17	51
内訳						
普通の	3	<b>3</b>	—	—	—	3
その他	38	<b>39</b>	2	1	17	48
旅館業	63	<b>65</b>	7	5	14	76
内訳						
ホテル	23	<b>24</b>	3	2	6	31
旅館	34	<b>35</b>	3	2	8	38
簡易宿所	6	<b>6</b>	1	1	—	7
下宿	—	—	—	—	—	—
季節営業（再掲）	—	—	1	1	—	1
興行場	22	<b>22</b>	1	1	3	17
内訳						
映画館	9	<b>9</b>	—	—	—	9
多目的利用施設	8	<b>8</b>	—	—	1	3
その他	5	<b>5</b>	—	—	2	3
仮設興行場	—	—	1	1	—	2
プール	25	<b>25</b>	15	15	18	54
水道施設	3,022	<b>2,980</b>	10	52	70	88
内訳						
上水道	—	—	—	—	—	—
簡易水道	—	—	—	—	—	—
専用水道	33	<b>34</b>	1	—	33	36
簡易専用水道	735	<b>733</b>	7	9	21	18
特定小規模貯水槽水道等	562	<b>546</b>	1	17	12	25
特定外小規模貯水槽水道等	1,692	<b>1,667</b>	1	26	4	9
温泉利用施設	12	<b>13</b>	2	1	7	13
墓地等	1,618	<b>1,608</b>	3	12	7	16
内訳						
墓地	1,602	<b>1,592</b>	3	12	5	16
納骨堂	15	<b>15</b>	—	—	2	—
火葬場	1	<b>1</b>	—	—	—	—
特定建築物	177	<b>180</b>	5	2	114	20

環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表3-2）

業 種	施 設 数		新 規	廃 止	諸 届	監視指導
	28年度末総数	29年度末総数				
総 数	768	774	8	2	2	36
コインオペレーションクリーニング	64	70	7	1	2	35
コ イ ン シ ャ ワ ー	—	—	—	—	—	—
飲用に供する井戸等	704	704	1	1	—	1

（2）環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

理容所・美容所の空気検査等（表3-3）

業 種	検 査	適 合	不適合	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）	
	施設数	施設数	施設数		適 合	不適合	照度	炭酸ガス
理容所	44	44	—	44	44	—	—	—
美容所	—	—	—	—	—	—	—	—
					基 準		100Lux以上	0.5%以下

クリーニング所の溶剤検査（表3-4）

検 査	空 気 検 査						水 質 検 査					
	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中	
					適 合	不適合					適 合	不適合
テトラクロロエチレン	12	12	—	19	19	—	1	—	1	1	—	1
基 準		25ppm以下				基 準		0.1mg/L以下				

公衆浴場の水質検査等（表3-5）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
					適 合	不適合	濁 度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	照 度	レジオネラ属菌	遊離残留塩素
普 通	3	3	—	24	24	—	—	—	—	—	—	—
その他	39	34	5	217	205	12	—	—	—	6	1	5
					基 準	5度以下	25mg/l以下	1個/ml以下	20Lux以上	検出されないこと	0.4mg/l以上	



宿泊施設の浴槽水の水質検査（表3-6）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数（延べ数）
						レジオネラ属菌
2	1	1	3	1	2	1
基準						検出されないこと

興行場の空気検査等（表3-7）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
14	10	4	28	23	5	—	—	—	5
基準						0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	*

\*場内において映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上

プールの水質検査等（表3-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
32	24	8	92	82	10	2	1	3	—	3	2	—	—	—
基準						5.8～8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/mℓ以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

温泉利用施設の水質検査（表3-9）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数（延べ数）
						レジオネラ属菌
5	5	—	10	10	—	—
基準						検出されないこと

特定建築物の空気検査等（表3-10）

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、延べ建築面積が3,000m<sup>2</sup>以上（学校教育法第1条に規定する学校は8,000m<sup>2</sup>以上）の特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適合数（延べ数）						
			温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
10	2	8	4	13	—	—	—	—	—
管理基準			17℃以上 28℃以下	40～70%	0.5m/秒 以下	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	1000ppm 以下	10ppm以下	0.1 mg/m <sup>3</sup> (0.08ppm) 以下

### (3) 行政による水質検査

井戸等の水の実態把握のため、行政検査を行った。今年度より対象を飲用に供する井戸等のみとした。また、検査項目の見直しを行った。

井戸水の水質検査 (表 3-11)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数 (延べ数)					
				適合	不適合	一般細菌	大腸菌	塩化物イオン	全有機炭素 (TOC)	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	その他 (6項目)
25	22	3	25	22	3	2	—	—	—	1	—

### (4) 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

衛生管理講習会 (表 3-12)

	対象	回数	内容	受講者数
1	プールの管理者	1	プールの衛生管理、救急時の対応について	99
2	子ども施設の管理者	1	小規模プールの安全管理と衛生管理、熱中症について	72
3	理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、感染症について	135
4	美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、感染症について	166
5	旅館業の経営者	1	法改正、施設の衛生管理等、感染症について	28
6	特定建築物の管理者	1	建築物の現状と課題、衛生管理について	95
7	理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、感染症について	34
8	環境衛生協会の自治指導員	1	衛生管理、衛生害虫、特定外来生物について	22

### (5) 苦情と相談

内容別相談件数 (表 3-13)

総数	営業関係			飲料水					その他
	*六法	その他 (特定建築物含む)	計	水道法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
981	461	353	814	69	42	5	32	148	19

\*六法：理容師法、美容師法、クリーニング業法、興業場法、旅館業法、公衆浴場法

### (6) 室内環境対策

健康づくりや快適な居住環境の確保のため、ダニ・カビの発生、有害化学物質などに関する相談に対し、助言・指導を行った。

室内環境対策 (表 3-14)

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	1	8	3	251	11	8	282
調査件数	—	—	—	21	—	3	24

### (7) 飛散花粉数調査

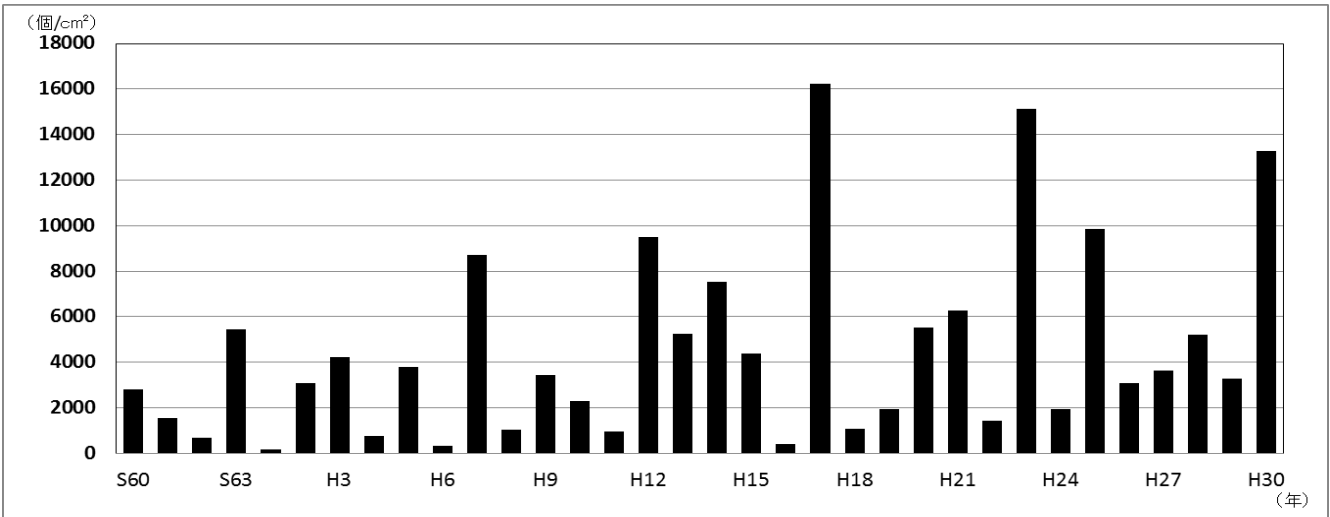
花粉症対策の基礎資料とするため、八王子市保健所を観測点として、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

平成29年秋（平成29年8月14日から平成29年10月30日までの間）の八王子市観測点でのスギ・ヒノキ・イネ科等6種の週合計花粉飛散数において、最も多く飛散していたのはブタクサであった。また、週あたりの花粉飛散数において多く飛散していたのは9月18日の週のカナムグラであった。

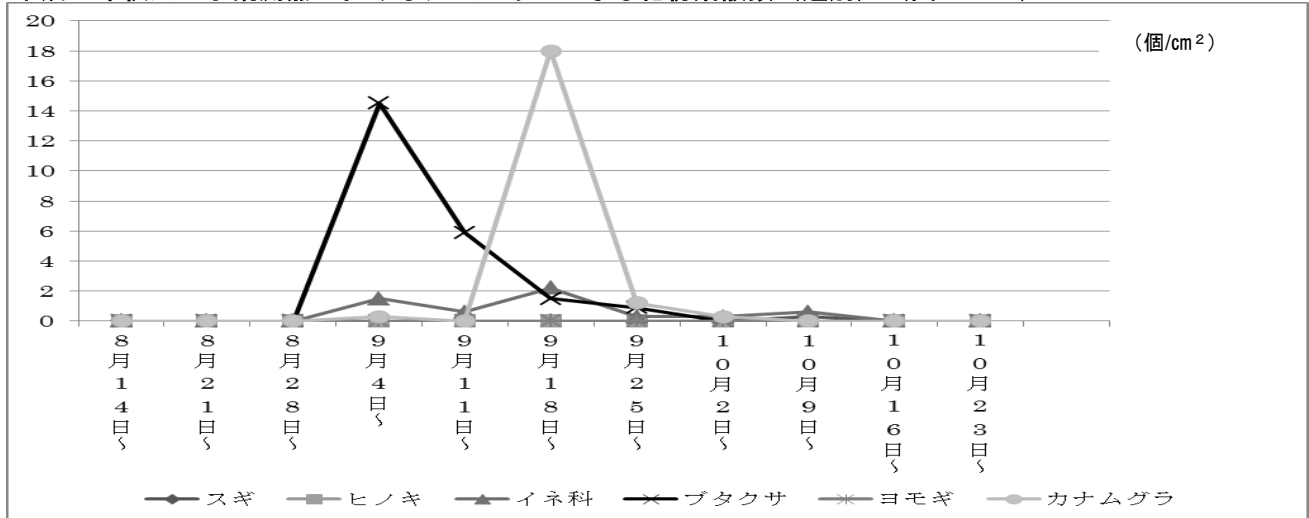
平成30年春（平成30年1月4日から5月17日までの間）の八王子市観測点でのスギ・ヒノキ科合計飛散数は18963.6個/cm<sup>2</sup>であり、昨春の約5.5倍の飛散を観測した。また、例年ではスギ科花粉がヒノキ花粉よりも多く飛散していたが、今春はヒノキ科花粉がスギ科花粉の約1.6倍飛散していることが判明した。

東京都の今春の花粉飛散数に関する報道では、スギ科は昨春の2.5倍、過去10年平均の約1.5倍であり、ヒノキ科は昨春の約10.4倍、過去10年平均の約5.9倍であると発表されていた。

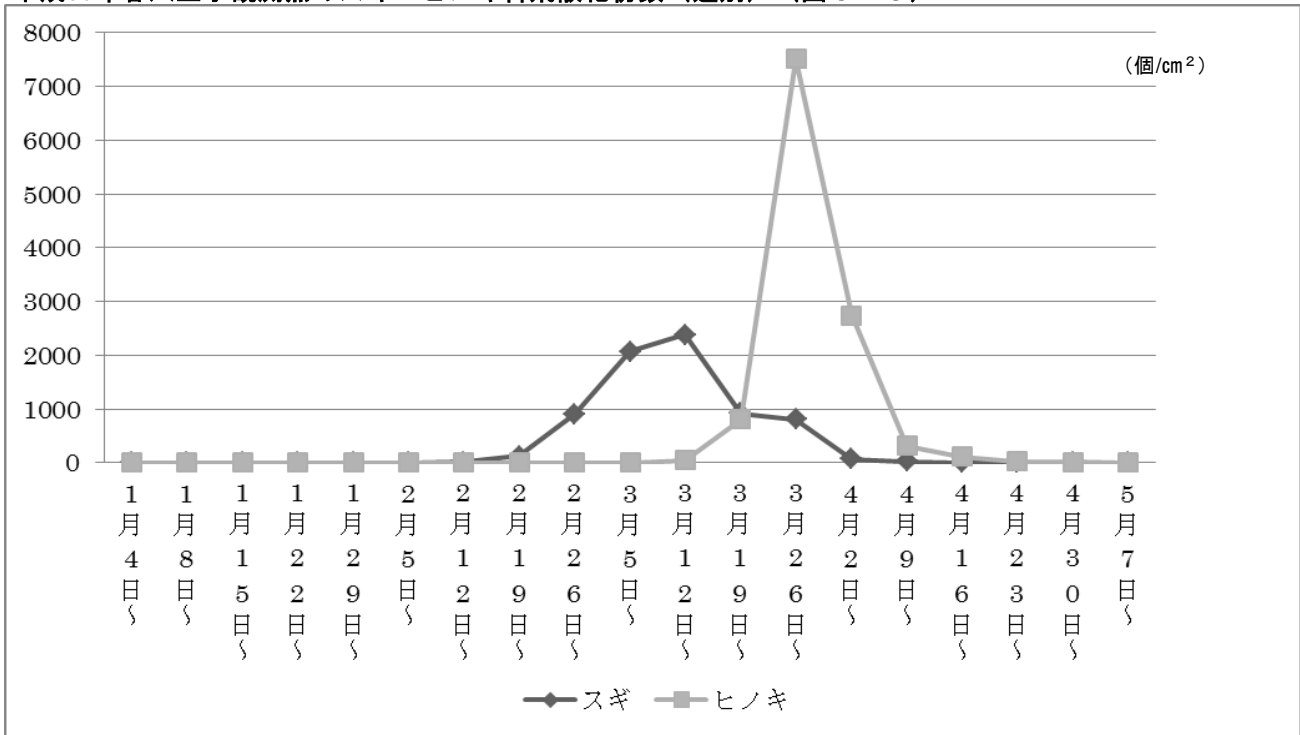
都内の観測地点の平均値（年別）（図3-1）



平成29年秋八王子観測点におけるアレルギーとなる花粉飛散数（週別）（図3-2）



平成30年春八王子観測点のスギ・ヒノキ科飛散花粉数（週別）（図3-3）



## 4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等の危害発生を未然に防止し、食品衛生の向上を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これら施設に対する監視指導、市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、食品関係業者等の衛生知識の普及向上を目的に、衛生講習会を実施した。

### (1) 営業施設、許可数、監視指導件数

食品衛生法第52条に規定する営業（表4-1）

区 分		28年度末 営業所数	29年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
				新 規	更 新		
合 計		8,343	<b>8,465</b>	998	893	876	2,617
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	44	<b>46</b>	7	2	5	13
	バー・キャバレー	223	<b>219</b>	25	11	29	40
	一般飲食店	3,252	<b>3,287</b>	381	295	346	943
	民生食堂	—	—	—	—	—	—
	すし屋	115	<b>109</b>	5	15	11	33
	そば屋	111	<b>104</b>	—	17	7	18
	仕出し屋	42	<b>48</b>	9	2	3	22
	弁当屋	167	<b>165</b>	22	11	24	67
	そう菜店	141	<b>140</b>	8	20	9	54
	コンビニエンスストア等	16	<b>12</b>	—	3	4	4
	移動	2	<b>3</b>	1	—	—	1
	臨時	359	<b>353</b>	15	33	21	48
	許可ある集団給食	283	<b>278</b>	13	46	18	63
	自動車	97	<b>97</b>	19	3	19	20
	自動販売機	50	<b>58</b>	15	2	7	17
	天ぷら船	—	—	—	—	—	—
屋形船	—	—	—	—	—	—	
小 計		4,902	<b>4,919</b>	520	460	503	1,343
喫 茶 店 営 業	店舗	65	<b>65</b>	15	3	15	20
	自動販売機	576	<b>559</b>	34	116	51	146
	自動車	2	<b>3</b>	2	—	1	2
小 計		643	<b>627</b>	51	119	67	168
菓 子 製 造 業	パン製造業	147	<b>189</b>	64	17	22	100
	生菓子製造業	139	<b>146</b>	15	16	8	48
	その他の菓子製造業	280	<b>318</b>	82	26	44	133
	移動	—	—	—	—	—	—
	臨時	90	<b>85</b>	3	14	8	17
	自動車	41	<b>45</b>	7	2	3	8
小 計		697	<b>783</b>	171	75	85	306
あん類製造業		3	<b>3</b>	—	—	—	3
アイスクリーム類製造業		62	<b>71</b>	15	6	6	38
乳処理業		—	—	—	—	—	—
特別牛乳さく取処理業		—	—	—	—	—	—
乳製品製造業		5	<b>5</b>	—	1	—	2
集乳業		—	—	—	—	—	—
乳 類 販 売 業	専業	30	<b>30</b>	1	4	1	6
	ショーケース売り	598	<b>604</b>	64	67	58	189
	自動販売機	278	<b>269</b>	23	50	32	74
	自動車	8	<b>9</b>	3	2	2	5
	小 計	914	<b>912</b>	91	123	93	274

区 分	28年度末 営業所数	29年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新規	更新			
食肉処理業	13	14	1	3	—	6	
食肉販売業	一般	119	122	6	12	3	58
	包装	341	351	58	29	48	128
	自動販売機	—	—	—	—	—	—
	自動車	3	7	4	1	—	5
	小 計	463	480	68	42	51	191
食肉製品製造業	8	8	—	1	—	2	
魚介類販売業	一般	144	145	7	13	6	53
	包装	324	328	58	28	54	130
	自動車	5	8	3	1	—	4
	小 計	473	481	68	42	60	187
魚介類せり売業	1	1	—	—	—	—	
魚肉ねり製品製造業	8	8	—	3	—	11	
食品の冷凍・冷蔵業	冷凍業	11	12	1	3	—	16
	冷蔵業	9	9	—	—	—	1
	小 計	20	21	1	3	—	17
食品の放射線照射業	—	—	—	—	—	—	
清涼飲料水製造業	7	6	—	1	1	4	
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—	—	—	
氷雪製造業	氷雪製造業	—	—	—	—	—	—
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—
	自動販売機	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
氷雪販売業	5	5	—	—	—	—	
食用油脂製造業	動物性油脂	2	2	—	—	—	—
	植物性油脂	2	2	—	1	—	2
	小 計	4	4	—	1	—	2
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—	—	—	
みそ製造業	—	—	—	—	—	—	
醤油製造業	—	—	—	—	—	—	
ソース類製造業	3	4	1	—	—	3	
酒類製造業	1	3	2	—	—	2	
豆腐製造業	16	16	—	2	—	13	
納豆製造業	1	1	—	—	—	—	
めん類製造業	36	35	2	5	3	17	
そうざい製造業	49	50	6	5	5	23	
かん詰又はびん詰食品製造業	4	3	—	—	1	1	
添加物製造業	5	5	1	1	1	4	

東京都食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表4-2）

区 分		28年度末 営業所数	29年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	
				新 規	更 新			
食品製造業等取締条例等に関する営業	行商	弁当等人力	7	7	—	—	—	—
		菓子	2	3	3	・	2	—
		豆腐及びその加工品	—	—	—	・	—	—
		ゆでめん類	—	—	—	・	—	—
		そう菜類	—	—	—	・	—	—
		アイスクリーム類	—	—	—	・	—	—
		魚介類及びその加工品	1	1	1	・	1	—
		小 計	10	11	4	—	3	—
	つけ物製造業	23	26	4	2	1	10	
	製菓材料等製造業	4	4	—	—	—	1	
	粉末食品製造業	13	13	—	1	—	3	
	そう菜半製品等製造業	9	10	1	—	—	4	
	調味料等製造業	30	31	2	3	1	16	
	魚介類加工業	3	3	—	—	—	4	
	液卵製造業	—	—	—	—	—	—	
	食料品等販売業	店舗	557	544	65	66	78	198
		包装	256	278	58	19	36	114
		包装（一時販売）	6	11	6	—	1	6
		自動販売機	92	100	13	31	5	44
		自動車	12	13	5	1	4	6
		小 計	923	946	147	117	124	368
卵選別包装業者	2	3	1	・	—	—		
総 計	1,017	1,047	159	123	129	406		
ふぐ条例 営業	ふ ぐ 取 扱 所	49	48	4	・	5	58	
	ふぐ加工製品取扱施設	119	130	20	・	9	35	

\* 行商（弁当等人力を除く）については、平成29年1月1日～12月31日迄である。

東京都食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表4-3）

区 分		28年度末 営業所数	29年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数
総 数		327	333	21	15	17
集団給食施設	学校・幼稚園	88	88	—	—	8
	病院・診療所	25	26	2	1	1
	工場・事業所	2	2	—	—	—
	児童福祉施設	116	118	5	3	2
	社会福祉施設	70	76	13	7	3
	ボランティア給食	7	6	—	1	—
	そ の 他	17	15	1	3	2
	給食（届出以外）	2	2	—	—	1

食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表４－４）

区 分	28年度末 営業所数	29年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食鳥処理業	3	3	—	1	—	4

八王子市食品衛生法施行細則第５条に規定する営業等（表４－５）

区 分		28年度末 営業所数	29年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数	
総 計		5,633	<b>5,785</b>	532	380	621	
許 可 を 要 し な い 食 品 製 造 業	製粉・精米・精麦業	111	<b>111</b>	—	—	2	
	つけ物製造業	30	<b>30</b>	—	—	—	
	その他の 食品製造業	一般食品	32	<b>34</b>	2	—	—
		乳肉食品	—	—	—	—	—
小 計		173	<b>175</b>	2	—	2	
許 可 を 要 し な い 食 品 販 売 業	魚介類加工品販売業	675	<b>690</b>	53	38	62	
	乳製品販売業	702	<b>717</b>	53	38	63	
	アイスクリーム類販売業	849	<b>864</b>	53	38	63	
	野菜果物販売業	587	<b>602</b>	53	38	63	
	菓子(パンを含む)販売業	1,018	<b>1,033</b>	53	38	63	
	主食販売業	166	<b>181</b>	53	38	62	
	酒類・調味料販売業	383	<b>398</b>	53	38	63	
	その他の食品販売業	177	<b>192</b>	53	38	63	
小 計		4,557	<b>4,677</b>	424	304	502	
器 具 容 器 お も ち や 包 装	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—	
	食器具容器包装販売業	212	<b>227</b>	53	38	59	
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—	
	おもちゃ販売業	219	<b>219</b>	—	—	—	
小 計		431	<b>446</b>	53	38	59	
添加物製造業		—	—	—	—	—	
添加物販売業		472	<b>487</b>	53	38	58	
乳さく取業		—	—	—	—	—	



## (2) 食品検査等

### ア 収去検査

食品衛生法第28条の規定に基づき、市内に流通する食品の安全を確認するために、食品の収去検査を実施した。

食品別収去検査（表4-6）

項目 食品分類	合 計			細菌検査			化学検査		
	合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
28年度管内総数	195	195	—	120	120	—	75	75	—
<b>29年度管内総数</b>	<b>191</b>	<b>189</b>	<b>2</b>	<b>113</b>	<b>111</b>	<b>2</b>	<b>78</b>	<b>78</b>	<b>—</b>
魚介類等	魚介類	8	8	—	8	8	—	—	—
	魚介類加工品	8	8	—	3	3	—	5	5
冷凍食品	無加熱摂取	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前加熱済・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前未加熱・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—
	生食用冷凍鮮魚介類	—	—	—	—	—	—	—	—
肉・卵類及びその加工品		13	13	—	10	10	—	3	3
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳製品	1	1	—	—	—	—	1	1
	乳類加工品	—	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類・氷菓	5	3	2	5	3	2	—	—
農産物等	穀類及びその加工品	8	8	—	4	4	—	4	4
	野菜類・果物及びその加工品	27	27	—	15	15	—	12	12
菓子類		37	37	—	21	21	—	16	16
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	10	10	—	5	5	—	5	5
	酒精飲料	—	—	—	—	—	—	—	—
	氷雪	—	—	—	—	—	—	—	—
	水	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の食品	缶詰・びん詰	2	2	—	1	1	—	1	1
	調味料	7	7	—	1	1	—	6	6
	そうざい類及びその半製品	47	47	—	29	29	—	18	18
	上記以外の食品	18	18	—	11	11	—	7	7
添加物	別表第1の添加物及び製剤	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他添加物	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—
	おもちゃ	—	—	—	—	—	—	—	—

\* 検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等

化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

## イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施した事業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（表4-7）

年度	区分		検査数	細菌検査		化学検査	
				良	不良	良	不良
28	管内総数		501	474	27	—	—
29	管内総数		<b>476</b>	<b>447</b>	<b>29</b>	—	—
	内訳	手指	238	214	24	—	—
		調理器具	238	233	5	—	—
		食品	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	

### (3) 食中毒

#### ア 食中毒発生状況

平成29年度は8件の食中毒事件が発生した。病因物質はノロウイルス、カンピロバクター、アニサキス及びA群溶血性レンサ球菌であった。

食中毒発生状況（表4-8）

総数		内訳				
28年度	29年度	発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数/喫食者数
6件	8件	平成29年5月27日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター	30名/66名
		平成29年6月19日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター	7名/17名
		平成29年9月27日	飲食店（仕出し）	弁当	A群溶血性レンサ球菌	27名/60名
		平成30年1月10日	飲食店（一般）	会食料理	不明	20名/109名
		平成30年1月15日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター	26名/150名
		平成30年2月14日	飲食店（仕出し）	弁当	ノロウイルス	112名/902名
		平成30年3月8日	家庭	イワシ刺身	アニサキス	1名/2名
		平成30年3月11日	不明	不明	アニサキス	1名/3名

## イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体からの依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表4-9）

事件数	調査対象数				検査件数		
	患者関係			施設関係	総数	病因菌検出状況	
	総数	発病状況				不検出	検出
		非発病	発病				
37	217	51	166	9	20	5	15

#### (4) 苦情・相談等

苦情処理件数（表4-10）

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
28	144	4	19	5	9	14	49	8	22	2	0	12
<b>29</b>	<b>130</b>	<b>8</b>	<b>37</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>38</b>	<b>3</b>	<b>19</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>8</b>

\* 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

相談件数（表4-11）

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
7,088	3,476	3,612

#### (5) 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会（A）は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会（B）は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況（表4-12）

年度	区 分	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者等)	合計
28	回 数	3	44	6	53
	受講者数	560	1,284	225	2,069
<b>29</b>	<b>回 数</b>	<b>3</b>	<b>39</b>	<b>8</b>	<b>50</b>
	<b>受講者数</b>	<b>623</b>	<b>1,112</b>	<b>323</b>	<b>2,058</b>

#### (6) 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数（表4-13）

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
28	管 内 総 数		202	15
<b>29</b>	<b>管 内 総 数</b>		<b>166</b>	<b>13</b>
	内 訳	免許申請	136	13
		免許証書換交付申請	14	—
		免許証再交付申請	16	—

#### (7) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数（表4-14）

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	7	941

## (8) 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場等及び苦情処理件数（表4-15）

年度	区分	総数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
28	年度末施設数等	1	0	1	3
	施設に関する苦情処理件数	—	—	—	—
29	年度末施設数等	1	0	1	5
	施設に関する苦情処理件数	—	—	—	—

## (9) 保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大表示禁止に係る監視指導及び相談業務を実施するとともに収去検査実施した。

### ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設※1（児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等）に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導（来所、電話、巡回）及び集団指導として栄養管理講習会を年間9回、情報交換会を2回開催した。

給食施設数（表4-16）

年度	総数	学校	病院	介護 施設 老人 保健	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
28	389	118	39	8	40	102	12	1	16	27	—	26
29	394	119	37	8	40	104	12	1	15	29	—	29

※1 特定給食施設とは（健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条）

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。

（上表の給食施設数は特定給食施設とその他の施設を合わせた数値を計上）

給食施設指導状況（表４－１７）

年度	種別	区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満又は1日250食未満
28	総数	個別指導延べ施設数	492	284	79	129
		(再掲)巡回指導	46	29	10	7
		集団指導 実施回数	6	・	・	・
		延べ施設数	428	258	34	136
29	総数	個別指導延べ施設数	264	159	30	75
		(再掲)巡回指導	34	20	6	8
		集団指導 実施回数	11	・	・	・
		延べ施設数	617	377	60	180

栄養管理講習会実施状況（表４－１８）

	開催日	対象	テーマ	講師名	参加施設数	参加人数
1	平成29年 5月23日	全給食施設	①食中毒予防の最新情報 ②給食施設の栄養管理	①②保健所管理栄養士	93	98
2	5月25日				82	87
3	6月27日	経験5年未満の管理栄養士・栄養士	新任栄養士が身につけたい栄養管理	保健所管理栄養士	29	30
4	9月19日	病院、老健、老人福祉施設等	栄養指導の実践	西の森歯科衛生士専門学校 非常勤講師 土屋由紀子氏	21	24
5	11月2日	全給食施設	実務講習会 ①食中毒予防 ②国民健康・栄養調査結果 ③感染症予防	①保健所食品衛生監視員 ②保健所管理栄養士 ③保健所保健師	116	118
6	12月11日	児童福祉施設、幼稚園等	食物アレルギー	湘北短期大学 講師 林典子氏	79	91
7	平成30年 2月5日	全給食施設	①災害対策のポイント ②事例発表（5件）	①東京医療保健大学 准教授 石井美恵子氏	79	91
8	2月28日	全給食施設	食育シンポジウム 食品ロスは何ぞ生まれるのか	株式会社 office3.11 代表取締役 井出留美氏	32	49
9	3月7日	児童福祉施設、幼稚園等	子供の将来につなげる 食育活動の計画・実践	東京家政学院大学 教授 酒井治子氏	40	45

情報交換会実施状況（表４－１９）

	開催日	対象	テーマ	講師名	参加施設数	参加人数
1	平成29年 10月4日	児童福祉施設、幼稚園等	保育所等における 食育の位置づけ	保健所管理栄養士	22	22
2	10月6日		他施設の食育情報		24	24

**イ 栄養表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導**

飲食店の食品関係業者に対して、食品表示法に基づく栄養成分表示等の保健事項について普及啓発及び虚偽誇大表示禁止に係る監視指導を行った。また、食品表示法及び健康増進法に基づく収去検査を実施した。

**栄養表示・飲食店指導（表４－２０）**

年 度	区 分	業 者 指 導（件数） 食品関係業者等
28	個別指導延べ施設数	45
	(再掲)巡回指導	1
	集団指導 実施回数	1
	延べ施設数	39
29	個別指導延べ施設数	17
	(再掲)巡回指導	0
	集団指導 実施回数	1
	延べ施設数	31

**虚偽誇大表示禁止に係る監視指導（表４－２１）**

年 度	立入件数	指導品目数
28	—	—
29	7	24

**収去検査（表４－２２）**

年 度	検査種類	検体数	良	不良	備考
28	栄養成分表示	5	5	—	
	栄養機能食品	2	2	—	
29	栄養成分表示	4	4	—	
	栄養機能食品	3	2	1	所管する自治体へ情報回付を行った

## 5 動物衛生

### (1) 狂犬病予防

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

犬の登録と狂犬病予防注射（表5-1）

年度	鑑札交付数	年度末登録数	注射済票交付数
28	2,298	29,476	22,615
<b>29</b>	<b>2,363</b>	<b>29,344</b>	<b>22,078</b>

\* 鑑札交付数には再交付及び交換を含み、注射済票交付数には再交付を含む。

犬の捕獲・収容及び犬・猫の引取り等（表5-2）

年度	合計			犬の捕獲収容頭数		引取り頭数										負傷動物収容頭数										
	犬	猫	その他	飼い主から						拾得者から				負傷動物収容頭数												
				犬		猫		犬		猫		犬		猫		その他										
				計	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計	成犬	子犬	計	成猫	子猫		計	成犬	子犬	計	成猫	子猫				
28	55	87	0	3	3	0	5	5	0	0	0	0	0	45	45	0	50	0	50	2	2	0	37	28	9	0
<b>29</b>	<b>44</b>	<b>33</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>38</b>	<b>38</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>22</b>	<b>21</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

犬・猫の返還、譲渡、殺処分（表5-3）

年度	合計			返還頭数						譲渡頭数						殺処分頭数								
	犬	猫	その他	犬			猫			その他			犬			猫			その他					
				犬		その他	猫		その他	犬		その他	猫		その他	犬		その他	猫		その他			
				計	成犬		子犬	計		成猫	子猫		計	成犬		子犬	計		成猫	子猫		計	成犬	子犬
28	56	88	0	38	38	0	2	1	1	0	16	16	0	32	0	32	0	2	2	0	54	28	26	0
<b>29</b>	<b>45</b>	<b>33</b>	<b>0</b>	<b>32</b>	<b>32</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>4</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>18</b>	<b>16</b>	<b>2</b>	<b>0</b>

動物による事故及び苦情件数（表5-4）

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬							猫							その他		
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	内訳				その他	内訳				その他							
					放浪	拾得	負傷	放し飼い		汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他		拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭		鳴き声	その他
28	19	21	—	—	170	12	55	6	9	14	0	33	41	235	4	40	33	11	4	143	13
<b>29</b>	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>192</b>	<b>19</b>	<b>58</b>	<b>0</b>	<b>21</b>	<b>11</b>	<b>3</b>	<b>33</b>	<b>47</b>	<b>212</b>	<b>5</b>	<b>37</b>	<b>30</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>126</b>	<b>12</b>

## (2) 動物愛護教育及び普及啓発

適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」を実施。また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催した。

普及啓発事業実施回数（表 5-5）

年度	適正飼養講習会	いのちの教室	地域猫説明会	七国公園ドッグラン 利用登録申込者説明会
28	1	6	1	15
<b>29</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>5</b>

八王子市動物愛護推進協議会（表 5-6）

委員	9人
協議会開催	2回

## (3) 飼い主のいない猫（野良猫）対策

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度交付実績（表 5-7）

区分	単価	平成28年度		平成29年度	
		件数	助成金	件数	助成金
不妊手術 (めす猫)	5,000円	273件	1,365,000円	<b>298件</b>	<b>1,490,000円</b>
去勢手術 (おす猫)	3,000円	256件	768,000円	<b>238件</b>	<b>714,000円</b>
計		529件	2,133,000円	<b>536件</b>	<b>2,204,000円</b>